

進路に関わる情報を、少しずつ分かりやすく説明します

今回のテーマ

障害基礎年金について



- ・障害基礎年金は、病気やケガなどが原因で、日常生活や仕事に支障が出ている方を対象に支給される年金で、知的障害も支給対象疾患になっています。
- ・日本年金機構の定める一定の基準を満たし、申請が通った場合支給されます。

- ・日本年金機構の定める障害等級 1 級又は 2 級に認定された方に障害基礎年金が支給されます。

※支給額は等級によって異なります

- ・障害年金を受給するためにはおおまかにいうと以下の 2 つの条件を満たしている必要があります。

(1) 初診日までに加入期間の 2/3 以上の保険料を納めている。

若しくは過去 1 年間に保険料の未納がないこと【保険料の納付要件】

(2) 障害の程度が日本年金機構の定める基準に該当していること【障害の程度の要件】

- ・知的障害は原則、出生日が初診日として扱われるため、上記(1)の保険料の納付要件は問われません。保険料を納めていなくても受給することができます。重要なのは、(2)の障害の程度の要件です。知的障害の場合、支給されるのは障害基礎年金のため、1 級又は 2 級に認定される必要があります。
- ・傷病によって「このくらいの障害の程度であれば〇級相当」と基準が決まっています。
- ・おおまかにいえば、常に誰かの援助がなければ日常生活がおくれない方が 1 級、日常生活に支障が出ている方が 2 級です。
- ・障害基礎年金は書類審査です。審査官と一度も面談することなく提出した書類の内容ですべてが決まってしまうます。どんなに症状が重くても、日常生活に支障が出ていても、提出した書類でそれが伝わらなければ不支給になってしまうこともあります。

〈障害基礎年金の申請で特に重要な 2 つの書類とその記載のポイント〉

① 診断書

- 医師に作成してもらう診断書で、申請にあたって特に重要な書類です。
- 障害年金はほとんど診断書の内容で決まるといっても過言ではありません。
- 診断書作成のポイントとして、受診前に日常生活状況についてまとめておくことが大切です。
- 限られた診察時間内で、どんな症状があって日常生活や仕事にどんな影響が出ているかを伝え、症状に応じた診断書を書いてもらうことが重要です。そのため、事前に日常生活のどんな部分に支障があるか、どんなことに困っているのかまとめてから受診することをおすすめします。
- 受診の際は、療育手帳や知能検査の結果などが手元にあればあわせて持参してください。

② 病歴・就労状況等申立書

- 発症から現在までの日常生活状況や就労状況を記載するもので、特に重要な書類です。
- 診断書のように医師に書いてもらうものではなく障害年金の請求者が自分で作成するものです。
- 日常生活にどのような支障がでているか、どんなことに困っているかを自分で伝えることができる唯一の書類です。

〈作成のポイント〉

(1) 出生から現在までの状況を 3～5 年に分けて記載する

- 記載要領では 3～5 年に分けて記載するように求められています。
- 幼少期、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生、その後は 3～5 年ごとに分けて記入してください。

(2) 客観的、具体的に記載する

- 自分がどう感じたかではなく実際にどんなことがあったかを具体的に記入します。

〈病歴・就労状況等申立書の記載事項の例〉

- 周囲の人（家族や友人等）との関係（人間関係でトラブルになることはなかったか等）
- 日常生活でできなかったことや困っていたこと
- 家族や周囲の人からの援助の有無やその内容
- 就学時の様子（不登校、集団行動ができない、学習の遅れ等）
- 特別支援教育歴（特別支援学校、支援学級、普通学級における個別支援等）
- 施設の入所歴や福祉サービスの利用状況
- その他障害に関する印象的なエピソード

(3) 診断書との整合性に注意する

- 申請書類を提出する前に医師の作成した診断書と病歴・就労状況等申立書を見比べて、記載内容や症状の程度に矛盾がないかを確認してください。

- 知的障害の場合、出生日が初診日のため、20 歳から障害年金の申請が可能です。
- 障害基礎年金は 1 級に認定されれば年間約 1 0 3 万円、2 級に認定されれば年間約 8 3 万円が支給されます。しっかりポイントを抑えた申請をして障害年金を受給しましょう。